

## 関西みらい銀行スタートパック加盟店特約

### 【第1条（特約の適用）】

関西みらい銀行スタートパック加盟店特約（以下「本特約」といいます。）は、「りそなキャッシュレス・プラットフォーム」スタートパックの商品内容を理解し、「りそなスタートパック加盟店申込書（Visa・Mastercard・電子マネー・）」（以下「スタートパック申込書」といいます。）によりお申込みいただいた加盟申込店または加盟店（以下「スタートパック加盟店」といいます。）と当社との間で締結される加盟店契約（以下「本加盟店契約」といいます。）に関して、「関西みらい銀行 店頭販売加盟店規約」（以下「本規約」といいます。）に加えて適用されます。

### 【第2条（有効期間・解約）】

スタートパック加盟店は、本規約第38条（有効期間・解約）にかかわらず、加盟店申込月（「スタートパック申込書」記載のお申込日が属する月）より起算して4年間は、本加盟店契約を解約することができないものとします。但し、当該期間中にスタートパック加盟店が本加盟店契約の解約を希望した場合において、当社は、当該解約に正当な理由があり、かつ、スタートパック加盟店が以下の違約金を負担することを条件に、本加盟店契約の解約に応じるものとします。

| ご利用期間           | 違約金金額（端末1台あたり） |
|-----------------|----------------|
| 加盟店申込月から13か月目以内 | 88,000円        |
| 14か月目～25か月目以内   | 66,000円        |
| 26か月目～37か月目以内   | 44,000円        |
| 38か月目～49か月目以内   | 22,000円        |

### 【第3条（適用関係等）】

本特約と本規約との間に矛盾抵触が生じた場合には、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項については、本規約が適用されるものとします。

### 【第4条（本特約の終了）】

スタートパック加盟店と当社との間の本加盟店契約が終了した場合には、スタートパック加盟店と当社との間の本特約も当然に終了するものとします。

以上

2022年5月24日制定

2024年9月4日改定